

小浜市飼い主のいない猫の不妊手術支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の過剰な繁殖を抑止し、もって市民の快適な生活環境の保持に資するため、飼い主のいない猫の不妊手術に対する補助金の交付に関し、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 精巣を摘出する去勢手術または卵巣を摘出する避妊手術をいう。
- (2) 識別処置 不妊手術を実施するときにおいて、片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。
- (3) 協力病院 公益社団法人福井県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）に所属する動物病院で、飼い主のいない猫の不妊手術及び識別処置に協力するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、飼い主のいない猫の不妊手術を実施する者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 不妊手術を協力病院で実施すること。
- (2) 猫を捕獲した場所の区長又は近隣の者から、飼い主のいない猫であることの確認がとれていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる不妊手術の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 去勢手術 1匹当たり6,000円
- (2) 避妊手術 1匹当たり9,000円

(補助の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小浜市飼い主のいない猫の不妊手術支援事業費補助金申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 1年度あたりの補助金の申請は、申請者1人につき3匹を限度とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金の交付の可否を小浜市飼い主のいない猫の不妊手術支援事業費補助金交付（却下）決定通知書（様式第2号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付の決定の日から起算して3月以内に、当該交付決定を受けた不妊手術を実施すること。
- (2) 不妊手術を実施する日は、交付の決定の日の属する年度の末日を超えないこと。
- (3) 不妊手術の際に麻酔や施術により発生した不測の事態に対して、異議申立てをしないこと。
- (4) 補助対象事業に関する全ての問題について責任を負うものとし、誠意をもって解決するよう努めること。
- (5) 不妊手術を実施したときは、飼い主のいない猫に識別処置を行うこと。
- (6) 不妊手術を実施した飼い主のいない猫の糞尿の処理、餌やり等について適正に管理すること。

(補助金交付決定通知書の提示)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、不妊手術をするときは、補助金交付決定通知書を協力病院に提示しなければならない。

(手続の委任)

第10条 補助金の交付決定を受け、不妊手術を実施した者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の請求等に係る手続について、県獣医師会に委任することができる。

(実施報告書)

第11条 協力病院は、不妊手術を終えたときは、小浜市飼い主のいない猫の不妊手術実施報告書（様式第3号。以下「実施報告書」という。）を作成し、補助事業者（前条の規定により手続を委任した場合にあっては県獣医師会）に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者（第10条の規定により手続を委任した場合にあっては県獣医師会）は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日または当該翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、小浜市飼い主のいない猫の不妊手術支援事業費補助金実績報告書兼請求書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に実施報告書を添えて、提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、小浜市飼い主のいない猫の不妊手術支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者（第10条の規定により手続を委任した場合にあっては協力病院）に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定により額の確定をしたときは、速やかに補助事業者（第10条の規定により手続を委任した場合にあっては協力病院）に対し、補助金を支払うものとする。

2 第10条の規定により手続を委任した場合において、市長が協力病院に補助金を支払ったときは、補助事業者に対し、補助金の支払いがあったものとみなす。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する